

最低生計費試算と最低賃金引き上げ、 ナショナル・ミニマムへのとりくみ

辻 昌秀

はじめに

京都総評（全労連加盟、組合員約7万人、28単産、20地区労協で構成）は2006年7月に「最低生計費試算結果」を発表しました。これは、2004年の秋からプロジェクトチームを作り作業をしていたもので、仏教大学の金沢誠一教授の全面的なご協力をいただき、京都総評の役員や傘下組合の役員・組合員をはじめ、京生連にもご参加いただきました。この最低生計費試算結果を発表後、専門誌に掲載され全国で行われている生存権裁判の証拠として提出されたのをはじめ、マスコミでも配信され、各地の最低賃金引き上げのたたかいと関連して載りました。

ここでは、この「最低生計費試算」にいたった経緯や、試算の内容、試算結果の意味などについて述べるとともに、最低賃金をはじめとしたナショナル・ミニマムとの関連について触れたいと思います。特に、ナショナル・ミニマムとの関連については、試算についての学習からはじまった段階から重要な注目点となりました。ちょうど中間点である2005年の9月には、別途開かれているナショナル・ミニマム検討会と合同の会議を開催し、ナショナル・ミニマム確立と最低生計費試算との関連について議論をしました。そして最終報告書は『『構造改革』の下での『生活崩壊』と最低生計費試算』との表題で、文字通り、労働者と国民の中で生活崩壊が進み、貧困化が進んでいる中で最低生計費試算の打ち出しとなりました。

最低生計費試算のきっかけ

私たちが最低生計費の試算をしようと考えたのは、長年、最低賃金の引き上げや全国一律最低賃金制確立を求めるとりくみをしてきましたが、常に「壁」を感じてきたからです。この間、「現在の最低賃金は生活保護の最低生活費より低く問題だ」との主張をしてきましたが、制度の違いを理由になかなか受け入れてもらえない状況が続きました。この流れが変わっていくのが、2001年の国会での質疑で、厚生労働大臣が、はじめて最低賃金が生活保護よりも低いという指摘について事実上認め、検討を約束した頃からです。それまでは、政府は逆転していることさえ認めませんでした。その後、厚生労働省に研究会が設置され、「(最低賃金は)実質的に生活保護の水準を下回らないようにすることが必要」との報告が出され、現在、労働政策審議会最低賃金部会で審議が続いています。この結論がどのようになるのかは注目されるのですが、私たちが積極的に意見を上げ、低すぎる最低賃金の引き上げの世論作りをしないと、まともな結論が期待できないのは明らかです。最低生計費試算は、ちょうど厚生労働省の研究会が発足した2004年の9月からはじまりました。9月に行われた京都総評大会方針で確認し、10月に第一回目の京都総評最低生計費試算プロジェクト会議を開催しました。

私たちの最大の関心事は、現行の最低賃金では生活できないとして、実際にどれぐらいの生活費が必要なのか試算してみたいと考えたことです。

これは、以前(02年末)調査に行ったアメリカで

特集・日本国憲法と生存権

の「生活できる賃金」を支払わさせるとりくみ(リビング・ウェイジキャンペーン)で、生計費問題の研究が進められていたことにも触発を受けました。リビング・ウェイジキャンペーンでは、ほとんどのところでアメリカの貧困ラインをもとに金額設定がされていますが、同時に、この運動の中で生計費問題の研究が進み、実際にはこの貧困ラインの1.5倍から2倍の生計費でないと生活できないとの試算も出されるなど、運動に必要な根拠を示したとりくみがなされていました。

日本の社会の中で最低限の生活をするにはどの程度の生活費が必要なのか？アメリカと同様に貧困化が進行する日本で具体的な数字を提示することは、大きな意味があると考えました。

そして、常時10名程度の検討会を設置し、月1回のペースで学習からはじめ、常に最低生計費とは何かについて、その時々の問題意識に基づいて議論しました。何がぎりぎり必要とする生計費なのか、社会的にも共感をしてもらえる内容は何かについて議論しながら進めたというのか特徴だと思います。

試算の方法＝マーケットバスケット方式

試算は、次のような方法でおこないました。まず、算出方法をマーケットバスケット方式で行うこととしました。これは、全物量積み上げ方式というもので、最低生活の明示する消費生活内容を、品目別に一つ一つ積み上げるやり方です。そして、二つの調査をおこないました。「生活実態調査」と「持ち物財調査」で、前者は、日常の生活のあり様を把握するもので、朝食、昼食、夕食の取り方や費用、どこで物を買うのか、余暇の過ごし方、旅行や娯楽をどのようにしているのか等、最低生計費のモデルを考える基礎にしました。後者は、各個人が何を持っているのかの調査で、家具・家事用品、被服及び履き物、教養娯楽用耐久財、教養娯楽用品、理美容用品、身の回り用品など、すべての持ち物を記入するという点で大変いやがられた調査

でしたが、この調査結果をもとに、最低生計費に算入する持ち物を決めていきました。

調査にあたっては、次のような調査の内容や目的を明示して行いました。(1)主な対象として、若年の単身世帯を中心としながら他の年齢階層、单身以外の世帯についても対象とすること。(2)最低生計費とは「生命の維持・単なる肉体的能率の維持」の水準ではなく、今日の生活様式を満たし得る最低の社会的再生産の水準で、社会的「生活基盤」制度や社会保障・社会福祉制度は現在与えられている一定のものを前提として、その基礎上的消費生活の必要最低限の「基準」で、議論して決めていくこと。(3)調査方法は、マーケットバスケット方式で試算をおこなうこと。これは、最低生計費の明示する消費生活の内容を、品目別に一つ一つ積み上げる方法で、このことによって、最低生計費の内容を具体的に提示することとなり、その当・不当についての大衆的議論を行うことができるとともに、合意形成をすることができること。(4)以上のほか、調査は運動の一環として位置づけ取り組むことや、ナショナル・ミニマム(国が国民に保障する健康で文化的な最低限度の生活保障制度)の視点を重視する。という4点を調査に協力してもらう方々に示しました。

これらのアンケートは2005年3月から4月にかけて行いました。また、生活保護の老齢加算の廃止に関して生存権裁判がはじまったこともあり、高齢者に関して追加の調査を同年の11月から12月にかけておこないました。調査は、京都総評加盟の各単産の労働者・サラリーマン、年金生活者、京都生活と健康を守る会会員を対象として、世帯類型別、層別抽出法によるアンケート調査で、生活実態調査は、有効回収数419ケース、有効回収率29.9%で、持ち物財調査は、有効回収数395ケース、有効回収率28.2%でした。

これらのアンケート結果のうち、世帯類型で一定の集計のあった「若年単身世帯」と「夫婦と未婚子の四人世帯」について試算を行うこととするとともに、後に追加した高齢者について、「高齢単身世帯」と「高齢夫婦世帯」の合計4つの世帯モデル

について試算を行うこととしました。

最低生計費といっても、どこで住み、どのような生活スタイルを選ぶのかで違ってきます。この頃になると、一体最低生計費とは何かと言うことについて、繰り返し議論しました。そして、各世帯モデルについては、いずれも京都市内在住とし、若年は、男性20代、賃貸アパート1K住まい、4人世帯モデルは、40代夫婦と男子・中学3年生と女子・小学3年生で、賃貸マンション3DKとしました。また、自動車は持たず、通常は自転車と公共交通利用としました。高齢者世帯は現役を退いた高齢者のそれぞれの世帯としました。自動車保有については、京都市内在住として所有しないということにしましたが、当然、地方都市の場合は保有を前提とするなど変わってくることになると思います。

次に行ったのは、価格調査で、持ち物調査の結果にもとづき70%の人が持っている物のリストを作成し、価格調査を行いました。7割の保有率としたのは、最低限必要なものとの想定からです。例えば若年単身の場合、約450品目の内、約150品目が70%にあたりました。価格調査は、生活実態調査にもとづいて、多くは大型店で調査をしました。大型店に行けばわかりますが、電気製品などで、極端に価格の低い製品が売られています。私たちは一般標準的なものよりはかなり安いものを選びましたが、極端に低い価格のものは耐用年数等が未知数のためはずしました。そして、この結果にもとづいて、耐用年数と消費量を決め、月価格を算出しました。同時に食費、水道・光熱費、保健医療費、交通通信費、教育費等々について、統計を利用して月あたりの費用を算出しました。

若年単身世帯で年額約237万円に

以上のような方法で算出したのが、別表に示した総括表です。若年単身世帯モデルの場合、最低生計費は月額164,895円で、税金などを入れた月額は197,779円、年額で2,373,348円です。こ

の表の最初の「消費支出」は、「食費」から「その他」までの消費生活の内容を一つ一つ積み上げたものです。この「消費支出」の約1割を「貯蓄・予備費」として15,000円（若年単身）を入れたのは、最低生計費といってもすべての人が同じ生活を送るものではなく、多様性があるということが前提だからです。試算する最低生計費はあくまで平均値で、人によって違います。突然の出費などが発生する場合もあることから追加したもので、「消費支出」と「貯蓄・予備費」を合計して最低生計費としました。

「中年夫婦と未婚子4人世帯」の場合は、月額で402,254円、税込みで482,225円、税込み年額で5,786,700円でした。この場合は、文字通り4人の生計費を積み上げたもので、稼ぎ手が一人か二人かは問題としていません。高齢世帯についても同じような考え方にたっています。

さて、この最低生計費とは、時々テレビでやっている「1万円生活」などとは、全く違う内容をもっています。一言で言えば「人間に値する生活」を送ることができるかが問われています。飢餓的な水準を最低とする考え方ではなく、人が働いて社会生活を送る上での最低限を考えています。当然、適切な栄養を得て社会生活ができる、人と交際できる住居や被服をはじめ、最低限の教養娯楽ができることを想定しています。議論をする中で、例えば、受験を控えた中学3年生の学習塾の費用として月1万円を想定しました。礼服がないばかりに冠婚葬祭に参加できないということがないように、礼服を必要不可欠なものと考えました。また、交際費についても、節約は社会的孤立につながるということから社会的に標準な支出を想定しました。余暇の過ごし方についても、調査にもとづいて、積極的に社会生活できるように算定しました。

これらは主要には生活実態調査にもとづいての議論ですが、この組合員を中心とした調査結果は、意外にもかなりつつましいものでした。例えば単身者の昼食費用は一回当たり500円以下

特集・日本国憲法と生存権

が圧倒的多数派で、仕事が終わった後も飲みに行ったり会食するのは月に数回程度という結果でした。今日の生活の厳しさが反映していると感じました。

4つの世帯モデル結果と

生活保護などとの比較

四つの世帯モデルの試算結果がどのような位置となるのか、以下に報告書にもとづいてまとめてみました。

(1) 生活保護基準との比較

生活保護の最低生活費と比較しました。比較の方法は、生活保護の1級地の1で、税金や社会保険料が免除されていることや働いている場合は勤労控除がありますので、保護基準に1.4倍したものとの比較と、保護基準の生活扶助額の部分のみを、最低生計費の中の生活扶助相当額とを比較することをしました。

- ① 若年単身世帯の試算結果では、生活保護の1.19倍、生活扶助部分では1.27倍となります。
- ② 夫婦4人世帯の試算結果では、生活保護の1.33倍、生活扶助部分では1.25倍となります。
- ③ 高齢単身世帯の試算結果では、生活保護の1.19倍、生活扶助部分では1.36倍となります。
- ④ 高齢夫婦世帯の試算結果では、生活保護の1.46倍、生活扶助部分では1.64倍となります。

以上のように、生活保護の最低生活費を約1.2倍から1.6倍の金額となったといえます。

(2) 最低生計費試算結果未達の世帯の割合

わが国で最低生計費試算結果未達の世帯の割合がどれくらい存在しているのかについては、国民生活基礎調査にもとづいて、以下の通りとなります。

- ① 29歳以下の単身世帯で250万円未満の世帯の割合は、64.2%存在します。
- ② 40代の夫婦と未婚子のみの世帯で550万円未満の世帯の割合は、30.8%存在します。

③ 65歳以上の高齢単身世帯で250万円未満の世帯の割合は、81.1%存在します。

④ 65歳以上の夫婦のみの世帯で350万円未満の世帯の割合は、52.1%存在します。

以上のように、大変高い確率で最低生計費以下の世帯が存在していることがわかります。

最低生計費試算結果が示したもの

最低生計費試算の結果は、次のようなことを示したと考えています。まず、日本社会にはない貧困ラインを示したと思います。期せずしてOECDが出した日本の貧困ラインは238万円で、私たちが試算した若年単身の最低生計費とほぼ一致しました。次に、生活保護を引き下げる動きがある中、最低生計費の具体的な内容を示した点で、生活保護の水準を引き下げない根拠の一つになると考えます。さらに、当初の目標であった最低賃金を引き上げる時のあるべき水準を示すことができたと考えています。今年の10月からイギリスの最低賃金上がり、時間額で約1,100円台後半(5.35ポンド、為替レート換算)の金額になりましたが、若年単身世帯の最低生計費試算結果は、これとほぼ同じような水準と言えます。そして、人々は、自らの生計費との比較をおこない、何が問題なのかを知り、考えることができるようになったと思います。

その意味で、人々に目に見える形で、最低生計費の水準を提示し、合意形成をはかっていくための提起となったと考えています。

増大するワーキングプアと

歯止めのない社会

「格差と貧困の社会」が大きな話題となっています。ワーキングプアと呼ばれる低賃金の労働者が確実に増加し、特に、青年や女子の労働者が大きな影響を受けています。しかし、これでは、青年が将来に展望をもてないだけでなく、社会全体が機能していかなくなります。当然、消費力が落ちるとともに、社会保険も危機とな

り、税収も減少し公共的なサービスの低下にもつながります。社会不安も増大せざるをえません。働いても生活することができない収入しかえられないというのは、大きな社会問題です。しかも、その数はきわめて大きく、これまで日本の経済を引っ張ってきたといわれる団塊の世代の約1,000万人と比べると、ニートなどを含めると同じか、それ以上となります。すでに放置できない状況になっていると思います。

これは、日本の社会に大きな問題があることを示しています。ひとつは、低賃金をくい止める歯止めが機能していないことです。最低賃金は、あまりにも低く機能していません。また、最近よく取り上げられるようになったのは、生活保護問題です。「セーフティーネット」としての最後の制度が、政府による受給者制限のためのしめつけや、さまざまな加算の廃止や削減によって機能しなくなってきました。そのことを端的に示したのが、飢餓死の頻発などです。さらに、政府の「適正化」によって受ける条件がある人々でも排除されてしまっている実態が明るみになっています。生活保護の最低生活費は、一般国民の消費水準と比較して一定の水準(約70%弱)を見ることがとなっています。そのため、国民の消費水準が低下すると、生活保護も切り下げるということになりかねず、底なしとなります。

このような歯止めのない社会をどのように是正していくのが重大な課題となっています。

最低賃金引き上げの特別の重要性

今、グローバル化の中で、ワーキングプアは世界中で問題となっています。このワーキングプア対策として各国で行われているのが、最低賃金の引き上げです。世界の先進国の中で貧困率の最も高いアメリカでも最低賃金の引き上げやリビング・ウエイジ条例の制定で貧困をなくす努力がされています。連邦の最低賃金が低いまま変わらないため、すでに23州で最低賃金の引き上げが行われてきています。また、EU

では、最低賃金の水準について、その国の平均賃金の60%とする目標を提示し、各国で具体化がはじまっています。先ほどとりあげたイギリスをはじめ、EU各国が最低賃金の引き上げの努力をはじめています。

日本でも最低賃金の引き上げ、全国一律最低賃金制の確立のとりくみを、今日のワーキングプア対策の中心として本格的にすすめることが求められています。それは、これまでの最低賃金引き上げのとりくみの延長線ではなく、もっと大きな社会問題として世論の支持を得たものへと発展させなければなりません。ここで、最低生計費試算の役割が発揮できると考えています。特に、貧困の増大が、「生活保護は高い」とか、「公務員の賃金は高い」など、足引っ張りの社会を作りつつあります。連帯を強め、「格差と貧困」を拡大している原因にむかって行くのではなく、逆の方向に動きつつあります。ワーキングプアをなくすために、最低賃金の引き上げが重要であることと、その水準について最低生計費試算を示して世論の支持を獲得していくことが強く求められていると思います。また、支持を得られる客観的な条件がますます広がっていると思います。

先に触れた審議会で審議が行われ、最低賃金法の改正問題が浮上している今日、本格的にこの課題にとりくむことが重要です。ナショナル・ミニマムも、こうしたとりくみが前進できないと現実のものとはならないと思います。

そこで、最低生計費試算の結果を国民の中に積極的に宣伝・啓蒙していくこと、ワーキングプア対策として最低賃金の引き上げや制度改善、ナショナル・ミニマムの確立が重要なことを国民の中に広げることが強めたいと思います。また、今、京都では公契約条例に関して、その地域の社会的水準の賃金を支払うことと、もし、地域の社会的水準の賃金が低い職種がある場合は、現在の低すぎる最低賃金ではなく、最低生計費試算で示した最低生計費を支払うように求めて、自治体

特 集・日本国憲法と生存権

との懇談をはじめています。同時に、最低生計費試算にもとづいて、地域経済にどのような影響をあたえるのかについての試算をはじめています。これは、低賃金労働者の賃金が引き上げられた場合は、当然、消費にまわることから、試算をしよう

ということになったもので、地域経済との関係でも多くの方々に理解し納得してもらえる打ち出しを検討しています。

(つじ まさひで・京都総評副議長)

京都総評・最低生計費試算の結果について

京都総評は2004年9月から最低生計費試算プロジェクトを立ち上げ、2006年1月に二つのモデルについて発表し、7月にその後の検討を踏まえた二つの発表の修正とともに、新たに二つのモデルを追加しました。以下の総括表は、4つのモデルについての最低生計費試算の結果です。最低生計費試算の詳細、最低生計費とは何か、試算の考え方と方法、実際の試算の内容、試算結果の位置づけ等については、報告書「構造改革」の下での「生活破壊」と最低生計費試算をご参照ください。

最低生計費総括表

2006年7月31日

	老年単身世帯 賃貸アパート1K 男性 20代	夫婦と未婚子2人世帯 賃貸マンション3DK 40代夫婦 男子・中学生3年 女子・小学生3年	高齢単身世帯 賃貸アパート1K 男 75歳 年金生活者	高齢夫婦世帯 賃貸アパート1DK 男女 75歳 70歳 年金生活者
消費支出	149,895	366,254	148,253	244,543
食費	41,011	110,020	29,405	56,175
家での食費	21,511	82,230	23,405	44,175
外食・昼食	9,000	9,000		
外食・会食	10,500	11,000	6,000	12,000
外食・子供の学校給食		7,790		
住居費・共益費	41,250	62,500	41,250	47,850
光熱・水道	8,161	19,416	10,586	16,852
電気代	3,006	7,690	4,813	8,011
ガス代	1,919	5,810	2,837	3,783
他の光熱	73	1,182	796	1,284
上下水道	1,163	4,734	2,140	3,574
家具・家事用品	4,100	17,275	5,728	12,473
家庭用耐久財	1,563	5,512	1,839	3,713
室内装備・装飾品	191	1,565	216	1,064
寝具類	851	4,143	1,700	2,909
家事雑貨	703	4,000	917	3,112
家事消耗品	792	2,055	1,056	1,675
被服及び履物	7,090	27,935	5,373	16,462
被服費	5,782	23,599	4,533	14,174
履き物	787	3,294	579	1,767
洗濯代	521	1,042	261	521
保健医療	2,062	9,730	5,667	13,297
医薬品	477	1,274	1,118	2,495
健康保持用採取品	49	506	436	1,063
保健医療用品・器具	887	3,390	2,686	2,008
保健医療サービス	649	4,560	1,427	7,731
交通通信	12,703	21,920	9,470	12,635
交通費	3,520	7,040	2,640	5,280
通信費	8,941	14,396	6,588	7,113
自転車関係費	242	484	242	242
教育	0	31,605	0	0
教養娯楽	14,995	21,418	10,778	16,379
教養娯楽用耐久財	1,577	1,699	249	518
教養娯楽用品	133	691	0	0
書籍・他の印刷物	4,940	5,350	3,850	3,850
教養娯楽サービス	8,345	13,678	6,679	12,011
旅行・帰省	5,000	8,333	3,334	6,666
レジャー・スポーツ	2,000	4,000	2,000	4,000
NHK受信料	1,345	1,345	1,345	1,345
その他	20,523	44,435	29,996	52,620
理美容サービス	2,000	6,400	2,000	3,650
理美容用品	1,490	5,205	629	3,338
身の回り用品	519	1,696	326	1,447
こづかい	5,000	18,374	5,000	10,000
交際費	11,514	12,760	22,041	34,185
非消費支出	32,884	79,971	21,808	43,592
所得税	5,621	13,070	1,426	6,318
住民税	3,390	7,796	1,234	4,132
社会保険料	23,873	59,105	19,148	33,142
貯蓄・預備費	15,000	36,000	15,000	24,000
最低生計費(税抜き)	164,895	402,254	163,253	268,543
(税込み)月額	197,779	482,225	195,061	312,135
(税込み)年額	2,373,348	5,786,700	2,220,732	3,745,620